

周南市市民参画条例施行規則

平成18年12月25日

規則第76号

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市市民参画条例(平成18年周南市条例第67号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大規模な公共施設の範囲)

第2条 条例第6条第1項第5号に規定する大規模な公共施設は、事業費がおおむね10億円以上のものとする。

(市民参画の対象としなかった場合の取扱い)

第3条 条例第6条第5項の規定による報告は、緊急処理理由書(別記様式第1号)により行う。

(資料全体を公表することが困難な場合の取扱い)

第4条 条例第8条第4項、第11条第1項及び第5項、第12条並びに第16条の規定による公表を行う場合において、対象となる施策の内容全体(図面、冊子、大量な資料等)を公表することが困難なときは、当該内容全体の閲覧方法を明示したうえで、その概要を公表することができる。

(パブリック・コメントを実施する場合の公表事項)

第5条 条例第11条第1項に規定するパブリック・コメントを実施する場合において公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

施策の案の名称

施策の案及びその案に関する資料

意見を提出できるもの

意見の提出先、提出期間及び提出手段

意見を提出する場合の記載事項

提出された意見の検討結果の公表の仕方

施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所

前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(パブリック・コメントにより意見を提出する場合の記載事項)

第6条 パブリック・コメントにより意見を提出しようとするものは、次に掲げる事

項を記載した書面等を条例第11条第1項の規定による市の機関が公表したところにより、提出するものとする。

施策の案の名称

施策の案に対する意見

住所（法人その他の団体にあつては所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者名）

連絡先（前2号に掲げるもののほか、電話番号、電子メールアドレス等、市の機関が意見を提出したものに通信する際に利用する情報をいう。）

前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項
（市民説明会、ワークショップ等を実施する場合の公表事項）

第7条 条例第12条第1項に規定する市民説明会、ワークショップ等を実施する場合において公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

集会の名称

開催日時及び場所

集会の議題（テーマ）

参加できるもの

前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項
（市民説明会、ワークショップ等を実施した場合の公表事項）

第8条 条例第12条第2項の規定により公表する開催記録は、次に掲げる事項を記載する。

集会の名称

開催日時及び場所

集会の議題（テーマ）

集会の内容

参加者数

前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項
（市民参画の実施状況の報告）

第9条 市民参画を実施した担当課等の長は、その結果を、当該年度の翌年度、別に定める様式により、速やかに市民参画担当課長へ提出するものとする。条例第18条に規定する意思決定過程の特例によるときも、同様とする。

(周南市市民参画推進審議会の組織及び運営)

第10条 条例第15条に規定する周南市市民参画推進審議会(以下「推進審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進審議会の会議)

第11条 会長は、推進審議会の会議(以下「会議」という。)を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進審議会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明や意見を聴くことができる。

(推進審議会の庶務)

第12条 推進審議会の庶務は、市民参画担当課において処理する。

(推進審議会の運営)

第13条 前3条に定めるもののほか、推進審議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進審議会に諮って定める。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

緊急処理理由書

提出日 年 月 日

担当課名()

1 市民参画を実施しなかった施策の名称

2 市民参画を実施しなかった施策の内容

3 市民参画を実施しなかった理由